

地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業） Q&A

I 補助対象者について

I-1. 申請に当たっては、グループとして一つの組織をつくる必要がありますか。
必要ありません。参加する個社が連名で申請してください。

I-3. 設立間もない事業者は補助対象となりますか。

補助事業者となる事業者のうち1者は、申請時において、設立後1年以上経過していることが必要です。グループ構成員の内の1者が設立後1年以上経過していれば、残りの者は1年未満でも構いません。

I-4. 中小企業者の定義はどのようなものですか。

中小企業者の定義は下記のとおりとなります。

（業種：従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中小企業庁HPでも確認いただくことができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

I-5. 経営赤字の事業者でも対象となりますか。

申請は可能ですが、事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。
なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

II 補助対象事業について

II-1. 共同店舗は商店街組織となりますか。

共同店舗への入居店舗の多くが中小企業者であり、地域住民とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤を担っていることが明らかとなっている場合は、商店街組織とみなすことができます。

商店街とみなせるかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

Ⅱ－２．商工会や商工会議所は商店街組織となりますか。

一定の商業集積がある地域において他に法人格を有する商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街組織としての役割を担っており、また、法人格のある組織を設立しない合理的な理由がある場合は、商店街組織とみなすことができます。

商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。なお、採択にあたっては、商店街に特化した組織であり、より強く事業に対する支援が得られると判断できる事業を優先して採択します。

Ⅱ－３．問屋街や市場は商店街組織となりますか。

開場時間が極めて限定的でなく、個人客向けにも販売している卸売業者や小売業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまった買物の場として認識されている区域である場合には、対象となります。

なお、商店街としてみなせるかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

Ⅱ－４．申請に当たっては、事前のニーズ調査やマーケティング調査の結果の提出が必要ですか。

調査結果の提出は必要ありません。ただし、商店街の歩行者通行量や各店舗の売上高の増加が見込まれる事業であることが必要ですので、事前にニーズ調査やマーケティング調査を行い、その結果に基づいた効果が見込まれる事業内容としてください。

Ⅱ－５．事業実施場所が商店街区以外でも対象となりますか

事業実施場所は、原則として商店街区内とします。ただし、主たる事業が当該商店街区内で行われる事業であって、商店街区外でも事業を行うことにより、一層の事業効果（商店街の歩行者通行量の増加、個店の売上高の増加）が見込まれる場合は、一部を商店街区外で実施することも可能です（例：宅配事業、送迎事業等）。

Ⅱ－６．複数の商店街で事業を実施することはできますか。

事業実施場所となる商店街等のうちの一つに２者以上の事業者の参加があり、かつ事業実施場所となる全ての商店街が資金支援を行う場合は、対象となります。

（例）A商店街所属の２者とB商店街所属の１者で構成されるグループの場合、A商店街とB商店街両方からの資金支援が必要であり、かつ両方の商店街へ事業効果が及ぶことが必要となる。

Ⅱ－７．イベント事業は補助対象になりますか。

イベント事業は補助対象になりません。

Ⅲ 補助対象経費について

Ⅲ－１．事業を実施する商店街の中の事業者を発注先とすることはできますか。

２者以上の見積競争の結果、最低価格であれば発注先とすることができます。

Ⅲ－２．複数の商店街で事業を実施する場合、それぞれの商店街は事業費をそれぞれの程度支援したら良いですか。

複数の商店街で事業を実施する場合、複数の商店街合計で補助対象経費の $1/6$ 以上の負担があれば、商店街ごとの負担の比率は問いません。ただし、１商店街につき、補助対象経費の $1/6$ の額を補助事業者数で割った額を支援する必要があります。また、支援額に関わらず、事業実施場所となる全ての商店街に事業効果が及ぶことが必要です。

（例）補助対象経費 200 万円の事業をA商店街（補助事業者 3 者）とB商店街（補助事業者 2 者）で実施する場合、A商店街とB商店街の合計で 200 万円 $\times 1/6 = 34$ 万円以上の支援が必要です。34万円の内訳は、例えばA商店街： 20 万円、B商店街： 14 万円のように同額でなくても構いませんが、各商店街それぞれ最低 34 万円 $\div 5$ （補助事業者数）で 6 万 8 千円以上の支援は必要となります。

Ⅲ－３．商店街から支援が受けられることを証する資料とは、どのようなものを提出すれば良いですか。

補助対象経費の $1/6$ 以上を負担することが確認できる、商店街の代表者の印が押印してある書類を提出してください。

Ⅲ－４．同じ事業について地方公共団体から助成を受けることは可能ですか。

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

Ⅲ－５．消費税は補助の対象となりますか。

消費税等は補助対象経費として計上できますが、確定申告時に煩雑な業務が発生するため、あらかじめ補助対象経費から除外しておくこととしています。ただし、一部事業者にあっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することが可能です（詳しくは募集要領9ページをご確認ください）。

Ⅳ 応募・採択について

Ⅳ－１．目標数値にはどのようなものを設定するのですか。

事業を実施する商店街の「歩行者通行量」と増加量と、補助対象者自身の「売上高」の増加額の両方を必ず設定してください。

Ⅳ－２．歩行者通行量は誰が測定すればよいですか。

事業実施場所となる商店街と補助事業者のどちらが測定しても構いません。

Ⅳ－３．歩行者通行量の測定について、測定時間等に決まりはありますか。

歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、同一月内における２日間の平均値としてください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（測定する時期・曜日・時間・場所等）を用いてください。

Ⅳ－４．売上高はどのように把握すれば良いですか。

売上高の把握方法については、補助事業者となる事業者の店舗の当該年度１年間の売上高の総計としてください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

Ⅳ－５．目標数値は出来るだけ高く設定したほうが良いですか。

事業実施前の歩行者通行量や売上高等を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。

なお、事業終了後３年間にわたり提出していただくこととなる実施効果報告書により、目標数値を達成した場合にはその達成要因を、目標数値を達成できなかった場合にはその後の具体的な対応策を報告していただきます。

V 事業の実施について

V－１．補助対象事業はいつまでに完了すれば良いですか。

補助対象事業は平成２９年度内に完了するものに限りです。

ただし、事業開始後、やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができないことが明らかになった場合には、速やかに管轄の経済産業局に相談してください。

V－２．交付決定日前に事業を開始した場合も補助対象となりますか。

事業は必ず、採択後、交付決定を受けた後に開始（発注、注文、契約等）してください。交付決定日前に事業を開始（発注、注文、契約等）した場合、その経費は対象外となります。

V-3. 商店街組織が補助対象経費の1 / 6以上を支援したことは、どのように確認しますか。

商店街からの支援は、補助事業完了日までに商店街組織から補助事業者に対し、補助対象経費の1 / 6以上の額の資金の移動が確認できることが必要です。資金の交付は原則、金融機関口座への振込で行っていただくなど、証拠書類が残る手段としてください。

V-4. 事業終了後3年間も実施効果を報告する必要があるのですか。

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後3年間にわたり必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。